

## 国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（市の機関の責務）

第 3 条 市の機関は、法の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、その重要性について市民、事業者等への意識の啓発に努めなければならない。

2 市の機関は、個人情報の収集、保管及び利用をするときは、市民等の権利と利益を侵害しないよう必要な措置を講じるとともに、自己を本人とする個人情報（第5条において「自己情報」という。）を管理する権利が保障されるよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

（市民等の責務）

第 5 条 市民等は、自己情報の適正な管理に自ら努めるとともに、個人情報の取扱いに当たっては、他者の権利利益を不当に侵害することのないよう努め、個人情報の保護に関する市の施策に協力するものとする。

(条例要配慮個人情報に係る記述等)<sup>1</sup>

第6条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、本人の性的指向（国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成29年12月国立市条例第36号）第2条第5号に規定する性的指向<sup>2</sup>をいう。）又は性自認（同条例第2条第6号に規定する性自認<sup>3</sup>をいう。）に関する事項を内容とする記述等とする。

(個人情報取扱業務の登録等)<sup>4</sup>

第7条 市の機関は、個人情報を取り扱う業務（以下この条において単に「業務」という。）を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 業務の名称及び内容
- (2) 業務の対象者の範囲
- (3) 個人情報の収集目的及び収集方法
- (4) 収集する個人情報の項目及び当該項目が要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報に該当するときは、その旨
- (5) 個人情報の保護管理者
- (6) 個人情報の保存期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の登録をしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市の機関は、緊急かつやむを得ないときは、業務を開始し、又はその内容を変更したとき以後に前各項の規定による登録をすることができる。

4 市の機関は、前各項の規定により登録した業務を廃止したときは、速やかに登録の抹消をしなければならない。

5 市の機関は、前各項の規定による登録又は抹消をしたときは、規則で定

---

<sup>1</sup> 【改正法第60条第5項に基づき条例要配慮個人情報に関する規定を設ける場合】

<sup>2</sup> 「性的指向」異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。

<sup>3</sup> 「性自認」自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

<sup>4</sup> 【改正法第75条第5項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合】

めるところにより、市長に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。ただし、公表することにより、業務の性質上、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると市の機関が認めるときは、公表しないことができる。

- 6 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）第15条に規定する国立市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成等）

第8条 市の機関は、法第75条の規定により個人情報ファイル簿の作成及び公表を要する個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報ファイル簿を作成し、その内容を市長に通知しなければならない。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、緊急かつやむを得ないときは、個人情報ファイルを保有し、又はその内容を変更したとき以後に前項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び通知をすることができる。

- 3 市の機関は、個人情報ファイルの保有をやめたときその他の個人情報ファイル簿の作成が必要でなくなったときは、速やかにその旨を市長に通知しなければならない。

- 4 市長は、前各項の規定による通知を受けたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（目的外利用等の届出等）

第9条 市の機関は、法第69条第1項又は第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出るとともに、その旨を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（代理人による開示請求）

第10条 市の機関は、法第76条第2項の規定による代理人による開示請求があった場合において、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示請求について本人の意思を確認することができる。

(不開示情報)<sup>5</sup>

第11条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、国立市情報公開条例第6条第1項第1号エに掲げる情報のうち、エに規定する公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名とする。

(開示請求の手續)<sup>6</sup>

第12条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)<sup>7</sup>

第13条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び法第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「国立市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年〇月国立市条例第〇号）第13条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第14条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手續)<sup>8</sup>

第15条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

---

<sup>5</sup> 【改正法第78条第2項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合】

<sup>6</sup> 【改正法第108条に基づき開示の手續に関する規定を定める場合】

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 【改正法第108条に基づき訂正の手續に関する規定を定める場合】

(訂正決定等の期限に関する特例)<sup>9</sup>

第16条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び法第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年〇月国立市条例第〇号）第16条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求の手續)<sup>10</sup>

第17条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限に関する特例)<sup>11</sup>

第18条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び法第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和〇年〇月国立市条例第〇号）第18条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(国立市行政不服審査会への諮問)

第19条 市の機関が法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関は、国立市行政不服審査法施行条例（平成28年3月国立市条例第1号）第3条に規定する国立市行政不服審査会とする。

(審議会への諮問等)<sup>12</sup>

第20条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準その他市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則、基準等を定めようとする場合

---

<sup>9</sup> 【改正法第108条に基づき訂正の手續に関する規定を定める場合】

<sup>10</sup> 【改正法第108条に基づき利用停止の手續に関する規定を定める場合】

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> 【改正法第129条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の保護に関する重要な施策を実施しようとする場合

2 審議会は、前項の規定により諮問を受けた事項のほか、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、市の機関に対して意見を述べることができる。

3 市の機関は、次に掲げる事項について、定期的に審議会に報告しなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う情報システムのうち、規則で定めるものの導入又は変更（軽微な変更を除く。）

(2) 電子計算組織の結合（電子計算組織を利用する保有個人情報を、情報伝達システムを利用して経常的に市の機関以外のものに提供することをいう。）のうち、規則で定めるもの

(3) 法第68条第1項の規定により個人情報保護委員会に報告すべき保有個人情報の漏えい等の事態

(4) 前3号に掲げるものほか、個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるもの  
(運用状況の公表等)

第21条 市長は、毎年1回、市の機関から法及びこの条例の運用状況の報告を求め、これを取りまとめて公表するとともに、審議会に報告するものとする。

(委 任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第○条（準備行為）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第○条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第75条の規定により個人情報ファイル簿の作成を要する個人情報ファイルを保有している市の機関は、施行日から○月以内に、個人情報ファイル簿を作成し、

その内容を市長に通知しなければならない。

(準備行為)

第〇条 市長及び市の機関は、施行日前においても、保有個人情報の目的外利用等の届出その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

(国立市個人情報保護条例の廃止)

第〇条 国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)は、廃止する。

(国立市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第〇条 施行日前に、前条の規定による廃止前の国立市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項又は第3項の規定によりなされた旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を取り扱う業務の登録及び旧条例第6条第2項又は第3項の規定によりなされた変更登録(同条第4項の規定により登録の抹消がされていないものに限る。)は、第7条第1項、第2項又は第3項の規定によりされた登録又は変更登録とみなす。

2 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項(旧条例第21条第2項及び第26条第1項において準用する場合を含む。)、第21条第1項、第24条、第25条又は第37条第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第3条第2項に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前になされた旧条例第27条に規定する審査請求については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者に係る旧条例第29条第3項の規定による同条第1項に規定する審議において知り得た旧個人情報を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第32条の規定によるその職務に関して知り得た旧個人情報を他に漏らし、又は不正に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第34条第1項に規定する受託者（以下この項及び第8項において単に「受託者」という。）である者若しくは同条第1項の委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者又はこの条例の施行前において受託者であった者若しくは同項の委託を受けた個人情報取扱事務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報を他に漏らし、又は不正に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第36条第1項に規定する国立市の公の施設を管理する指定管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該管理業務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を他に漏らし、又は不正に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第2号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第5項に規定する者
  - (2) この条例の施行の際現に受託者である者又はこの条例の施行前において受託者であった者
  - (3) 前項に規定する者
- 9 前項各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第8項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を処罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。
- 11 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後に



した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国立市情報公開条例の一部改正)

第〇条 国立市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第3条中「国立市個人情報保護条例(平成14年12月国立市条例第36号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年〇月国立市条例第〇号)」に改める。

第10条第1項中「起算して」を削る。

第15条第3項中「国立市個人情報保護条例第29条第1項及び第2項」を「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例第20条第1項の規定により諮問を受けた事項及び同条第2項」に改める。

(国立市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第〇条 この条例の施行前における前条の規定による改正前の国立市情報公開条例第15条第3項の規定による審議(この条例の施行の際審議を終えていないものに限る。)については、前条の規定による改正後の国立市情報公開条例第15条第3項の規定に該当すると認められるものに限り、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第〇条 国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年9月国立市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、同法の規定に基づき個人情報を取り扱うものとする。

(国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例の一部改正)

第〇条 国立市住民基本台帳の閲覧等に関する条例(平成17年12月国立市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項後段を削る。

(国立市債権管理条例の一部改正)

第〇条 国立市債権管理条例(平成25年12月国立市条例第43号)の

一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(個人情報の取扱い)

第19条 市長は、市の債権に係る債務者の個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年〇月国立市条例第〇号）の規定を遵守しなければならない。

(国立市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第〇条 国立市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問第4条第2項中「前項第2号又は第3号」を「前項第2号」に、「第4条第1項第2号若しくは第3号」を「第4条第1項第2号」に改める。

(国立市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

第〇条 この条例の施行前になされた前条の規定による改正前の国立市行政不服審査法施行条例第4条第3号に規定する諮問については、この条例の施行後も、なお従前の例による。